

介護職員等特定処遇改善加算及び
介護職員処遇改善加算の支給・運用について

【賃金としての支払いについて】

1. 処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算（以下、加算）の支給は、給与と賞与での支給とします。
2. 正職員・準職員（介護職員）の加算による支給率を基本給の15%とする。
3. 夜勤1回につき夜勤手当とは別に加算にて2,000円支給する。
4. 病気や事故、身内の不幸等により当日欠勤が生じた際に急遽代替えにて出勤した職員に手当を支給する
 - ①8時間勤務を基本とし、1回5,000円を賞与時に支給する。
 - ②15時間夜勤の際は、1回10,000円を賞与時に支給する。

【その他の取組について】

1. 介護支援専門員の資格を取得した者で介護支援専門員実務研修を修了した者に対して、研修費用の80%を加算により支給する。支給時期は、申請後の直近の賞与時とする。
2. 介護福祉士の実務者研修を修了した者に対して、研修費用の50%を加算により支給する。支給時期は、申請後の直近の賞与時とする。

以上